

野村ダム新水力発電所設置・運営事業 質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答	回答日
1	募集要項	14	7	(3)		新会社の設立	複数の事業者で構成する連合体での応募を考えております。 将来的には、連合体を構成するメンバーで、発電事業用ＳＰＣとして新会社を設立することを考えています。その場合、ＳＰＣの設立に際して、連合体を構成するメンバーは、ＳＰＣへ必ず出資しなければいけないのでしょうか。出資割合について条件があれば教えてください。	本事業におけるＳＰＣ設立に関しては、事業者様のご判断にお任せします。 なお、募集要項14ページ_7_基本協定の締結（３）新会社の設立に記載のとおり、肱川ダム統合管理事務所が本事業の業務遂行に特段の懸念がないと判断した場合に、新会社と基本協定を締結することとしています。	令和7年2月20日
2	募集要項	14	7	(3)		新会社の設立	上記と同様に、ＳＰＣを設立する場合、本発電所の設置・運営業務には直接関与しないが、資金提供の観点で出資のみする者が連合体の構成メンバーとなることは可能でしょうか。	本事業におけるＳＰＣ設立に関しては、事業者様のご判断にお任せします。 なお、募集要項14ページ_7_基本協定の締結（３）新会社の設立に記載のとおり、肱川ダム統合管理事務所が本事業の業務遂行に特段の懸念がないと判断した場合に、新会社と基本協定を締結することとしています。	令和7年2月20日
3	募集要項	4	4	(1)	イ	同種事業	「ダムにおける水力発電設備の工事」とは、電気事業法に基づき選任されるダム水路主任技術者が監督する「水力設備（ダム、導水路、サージタンク及び水圧管路）の工事」でしょうか。	ご質問頂いたダム水路主任技術者が監督する工事も「ダムにおける水力発電設備の工事」に含みます。	令和7年2月20日
4	募集要項	3	2	(7)	ア	ダム建設費に関する負担	多目的ダムによる流水の貯留を利用して発電を行うことによる効用から算出される推定の投資額を勘案して算出した額を事業候補者の提案内容に基づき肱川ダム統合管理事務所が別途提示することとすることであるが、スケジュール的にどの段階で提示いただけるか。 また、野村ダムにおける当該費用の算出方法および算出結果がマイナスとなる場合（妥当割れ）について、一例を提示いただきたい。	事業候補者の提案内容に基づき算出するため、肱川ダム統合管理事務所からの提示については、令和7年11月以降を予定しています。 なお、「多目的ダムの建設（第1巻計画・行政編）」及び「中小水力発電ガイドブック（新訂5版）」においても算出方法の考え方等が記載されていますので、応募者の責によりご参照ください。	令和7年3月17日
5	募集要項	3	2	(7)	イ	ダム建設費に関する負担	国有資産等所在市町村交付金費用等の負担すべき費用は、河川区域内の国有地を使用する場合（河川法第24条：土地の占用の許可範囲）は対象外との理解でよいのか。	河川区域内の国有地を使用する場合（河川法第24条：土地の占用の許可範囲）においても、募集要項３ページ（７）費用の負担等_ア ダム建設費に関する負担_に記載しているとおり対象となります。	令和7年3月17日

野村ダム新水力発電所設置・運営事業 質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答	回答日
6	募集要項		別添2			河川区域図・用地図	図面が不明瞭であるため、野村ダム堤体～管理用発電所付近（左岸側）の拡大図を追加情報として提供いただきたい。	『野村ダム堤体～管理用発電所付近（左岸側）の拡大図』は、募集要項8ページ_5 プロポーザルの手続き_(5)資料の貸与に基づき追加します。 なお、募集要項8ページ_5 プロポーザルの手続き_(5)資料の貸与に記載の一覧についても差し替えを行っています。	令和7年3月17日
7	条件書	2	3	(3)		発電使用可能流量	選択取水設備、J F G、既設管理用発電所、倉の子用水が点検などのために、定期的に取水や放流を停止する月およびその停止期間を設備毎にご教示いただきたい。	定期的に放流（取水）を停止する期間は以下のとおりです。 なお、以下以外で停止する場合は予めお知らせします。 ◆選択取水設備：停止無し ◆J F G：常時放流をしているものではないため、非放流時に点検 ◆既設管理用発電所：4～5月に4日間程度、11月に2日間程度 ◆倉の子用水：5月,7月,9月,1月,3月は1時間程度、11月は2時間程度	令和7年3月17日
8	条件書	3	5		イ		配管が土中となる箇所については、巻き立てコンクリートを施工するものとするとの記載があるが、巻き立てコンクリートを行う目的はなにか。 また、この条件はバルブ室内に限らず、バルブ室外～増設発電所間についても同様か。	配管を上載荷重から保護する目的で条件としています。この目的から必要となる場合は、バルブ室内に限らず、バルブ室外～増設発電所間についても同様です。 ただし、巻き立てコンクリートの必要性については応募者の責において、検討、判断願います。	令和7年3月17日
9	条件書	3	5		イ		現状の設備状況においても、図ー1の既設発電用導水管放水バルブが閉状態となることがあると思うが、その期間、倉の子用水への水供給はどのように対応しているのか。	放水バルブを閉状態とする期間は以下のとおりです。なお、以下以外で閉状態とする場合は予めお知らせします。 ◆年点検時（11月頃）：2時間程度を閉状態とし放流を停止	令和7年3月17日
10	条件書	4	5		ウ		肱川ダム統合管理事務所の所有物である既設ダムコン（NEC製）に対して、システム変更を発電事業者にて実施するにあたっての制約（システム変更はNECに依頼しなければならない等）があれば提示いただきたい。 また、発電事業者にてシステム変更を実施した後、肱川ダム統合管理事務所（既設ダムコンの所有者）へシステム変更後の既設ダムコンを引渡しするとの理解でよいのか。	ダムコンシステムを応募者にて変更する場合の制約はありません。ただし、システム変更後の責任の所在を明確に示してください。 引渡しに関しては、質問の理解で相違ありません。	令和7年3月17日

野村ダム新水力発電所設置・運営事業 質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答	回答日
11	条件書	4	5		ケ		日々の使用可能水量の指示値は、肱川ダム統合管理事務所から発電所の制御装置へ直接送信していただく方法との理解でよい（その指示値に従い、発電所で自動的に発電使用水量を調整する）。また、発電使用水量の調整にあたり「野村ダムの貯水位」を肱川ダム統合管理事務所から発電所の制御装置へ送信いただけるとの理解でよい。	指示値及び送信方法については、質問の理解で相違ありません。運営に必要な貯水位等の情報及び送信については、提供可能であるため、事業候補者の特定後の協議によるものとします。	令和7年3月17日
12	条件書	4	5		コ		一般送配電事業者が選定した送電方法・送電経路（系統連系の協議の中で、本発電所から近傍の6kV配電線までの送電方法・送電経路は一般送配電事業者にて選定する計画としている）の内容を、発電事業者から肱川ダム統合管理事務所へ提出し、その内容について承諾可否を判断いただけるとの理解でよい。また、送電方法・送電経路の制約（承諾が得られない可能性がある送電経路など）があれば提示いただきたい。	土地の占用等もあるため、肱川ダム統合管理事務所が承諾可否を判断します。送電方法・送電経路について、新たに設備を設ける場合の制約は、現在のところありません。ただし、既設設備を利用する場合、荷重計算等の資料が必要となります。	令和7年3月17日
13	条件書	7	図-5			既設水力発電所周辺平面図	図面に、既設管理用発電所の山側から河道に向かう二重破線が記載されているが、ダム建設時の仮排水路が示されているのか。	ご理解のとおり、ダム建設時の仮排水路を示しています。	令和7年3月17日
14	条件書	7	7	(1)	ア		道路幅員（3m）および、維持管理のためのクレーンや作業者が配置できるスペースを確保することとの記載があるが、建設工事中の一時的な通行止め（例えば、昼は通行止め夜は仮復旧）は許容されるか。また、発電所設置後の道路幅員についても3mを確保できればよい。維持管理に最低限必要なスペースについて、追加情報として範囲を提示いただきたい。	質問の建設工事中の一時的な通行止めは許容します。また、発電所設置後の道路幅員は3mを確保できれば問題ございません。	令和7年3月17日
15	条件書	8	7	(1)	ケ		必要に応じて、発電工事の施工工程や施工内容等の詳細について、事前に地元および関係者等に説明することとの記載があるが、地元および関係者とは誰に対し、事前説明とはいったい頃までに必要と考えているか。	資機材の搬入・出や工事中の騒音、振動等の影響を受ける可能性のある住民等を想定しています。また、説明時期は、工事着手前を想定しています。	令和7年3月17日

野村ダム新水力発電所設置・運営事業 質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答	回答日
16	募集要項	3	3	(7)	ア		ダム建設費に関する負担の決定方法や算出基準について具体的に御教授願います。	「多目的ダムの建設（第1巻計画・行政編）」及び「中小水力発電ガイドブック（新訂5版）」においても算出方法の考え方が記載されていますので、応募者の責によりご参照ください。	令和7年3月17日
17	募集要項	3	3	(7)	イ		ダム管理費等に関する費用の負担割合はどの程度見込んでおけばよろしいでしょうか。	野村ダム新水力発電所設置・運営事業募集要項（令和7年1月）2（7）イに記載のとおり、最小負担割合として、0.1%を想定しています。	令和7年3月17日
18	募集要項	3	3	(7)	イ		本事業に関するリスクは、原則として発電事業者（事業候補者）が負うものとします、とありますが、豪雨時の対応などダム運用と絡めて発電事業者が対応すべき発電施設の運転ルールについてはどの様に考えておけば良いでしょうか。	豪雨時の対応は、運転ルールを含め全て国（ダム管理者）の責において実施するものとします。 なお、詳細は事業候補者の特定後の協議によるものとします。	令和7年3月17日
19	募集要項	4	4				参加申込者は公開されますでしょうか。	非公開とします。	令和7年3月17日
20	募集要項	4	4	(2)			参加申込は連合体の構成員等が確定しないと出来ないのでしょうか。	募集要項5ページ_4 参加資格要件_(2)アに記載のとおり、複数の事業者で構成する連合体による応募の要件として、連合体の構成員全てを明らかにし、構成員の役割分担を明確にすることが必要となります。	令和7年3月17日
21	募集要項	4	4	(2)			参加申込後に連合体の構成員や代表の変更は可能でしょうか。	募集要項10ページ_5 プロポーザルの手続き_(7)プロポーザル参加に際しての注意事項_エ 提出書類の変更の禁止に記載のとおり、参加申込書提出期限後の肱川ダム統合管理事務所からの要請によらない提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めておりません。	令和7年3月17日
22	募集要項	10	5	(7)	キ		最優秀提案者に採択された以降、実施設計と併行しながら事業の許認可を取得していく過程で、提案時点では見込んでいなかった事項等が顕在化し、事業継続が困難になってしまった場合、事業を断念することは可能でしょうか。	いずれの段階においても本事業から撤退することは可能です。 なお、本事業から撤退する場合、理由の如何を問わず、本事業において設置した施設の撤去及び原状回復して頂きます。 また、その場合の費用や撤退までに検討、設計等に要した費用の返還はしません。	令和7年3月17日

野村ダム新水力発電所設置・運営事業 質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答	回答日
23	募集要項	8	5	(5)			プロポーザル参加の可否判断をする上でも流量等の資料が必要なのですが、申込前に資料を提供していただくことは出来ないでしょうか。	募集要項8ページ_5 プロポーザルの手続き_(5)資料の貸与に基づき、参加資格者として認めた者のうち、プロポーザル参加申込において、所定の様式を提出された者に資料を貸与することとしているため、事前提供は行いません。	令和7年3月17日
24	条件書	3	5		ア		管理用発電所と新発電所の取水量の割合等、運用上の取り決めや方針がありましたら御教授願います。	募集要項8ページ_2 募集する事業の内容_(4)本発電所の仕様に記載のとおり、発電に使用する水量は、既存のルールに基づくダムの放流に完全に従属することとしています。また、条件書3ページ_5 発電所の構造・配置等_アに記載のとおり、既設管理用発電所の発電取水を優先します。 なお、取水量の割合等の詳細については、事業候補者の特定後の協議によるものとします。	令和7年3月17日
25	条件書	3	5		ア		発電で使用する流量は、既存のルールに基づくダムの放流に完全に従属するもの、とありますが、新水力発電所で取水可能な水量や年間での設備利用率はどの様に考えればよろしいでしょうか？	募集要項8ページ_2 募集する事業の内容_(4)本発電所の仕様に記載のとおり、発電に使用する水量は、既存のルールに基づくダムの放流に完全に従属することとしています。また、条件書3ページ_5 発電所の構造・配置等_アに記載のとおり、既設管理用発電所の発電取水を優先します。 なお、取水量の割合等の詳細については、事業候補者の特定後の協議によるものとします。	令和7年3月17日
26	条件書	3	5		イ		配管が土中となる箇所については巻き立てコンクリートを施工するものとする、とありますが、強度計算上OKであれば、全路線ではなく固定台の様に Pitch毎に巻き立てでもよろしいでしょうか。	配管の強度が問題なければ、質問の理解で相違ありません。ただし、巻き立てコンクリートの範囲等は応募者の責において、検討、判断願います。	令和7年3月17日
27	条件書	3	5		ウ		既設ダムコンについて、必要な信号ケーブルの敷設及びシステム変更等は全て本事業に含み、発電事業者にて実施とありますが、費用や期間、作業規模はどの程度を見込んでおけば良いでしょうか。詳細は肱川ダム統合管理事務所と調整し、決定とありますが、提案前に個別に協議をするのでしょうか。	事業候補者の特定後の協議によるものとします。	令和7年3月17日

野村ダム新水力発電所設置・運営事業 質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答	回答日
28	条件書	4	5		ク		放流部吐口は既往の水力模型実験により把握された水面形を踏まえて設定すること、とありますが、位置的な制約条件（平面位置、設置高さ：エレベーション）等を御教授願います。	条件書5及び6ページ_図-4に記載のとおりであり、制約等は応募者の責において条件設定ください。	令和7年3月17日
29	条件書	4	5		ケ		日々の使用可能水量は、肱川ダム統合管理事務所から発電事業者に指示する、とあります。発電事業の観点からすると連絡があるまでは日々の使用可能水量は不明、という事でしょうか。これだと長期的な発電を視野に入れた事業計画立案は困難（収入予測が立たない）だと考えます。この点につきまして、どの様に考えればよろしいでしょうか。	月単位での使用可能水量の計画（予定）は、事前に提示する予定です。なお、降雨状況等により使用可能水量は変化するため、日々の流入量により使用可能水量を調整するものとします。	令和7年3月17日
30	条件書	7	7	(1)	ア		敷地に対する制約条件が記載されておりますが、新発電所建設地の測量図を開示願います。	ありません。	令和7年3月17日
31	条件書	7	7	(1)			新発電所建設地の地盤条件を開示願います。	ありません。	令和7年3月17日
32	提出書類の記載要綱及び様式集		様式3-1			応募者名	連合体の応募者名は、企画提案書等提出届時に変更があっても構わないでしょうか。構成員の変更はありません。	No.21の回答のとおり。	令和7年4月11日
33	提出書類の記載要綱及び様式集		様式3-2		添付資料		会社概要書は、パンフレットではなく、登記簿謄本ののみでも構わないでしょうか。	構いません。	令和7年4月11日
34	提出書類の記載要綱及び様式集		様式 1				先日のお電話で見学は終了していますが、個別対応可能とお聞きしました。今回プロポーザル参加申込と同時に、資料の貸与資料申込書を同時に送らせていただきます。資料を確認後、後日見学をお願いする形となります。その際は再度ご連絡させていただきます。	ご連絡頂ければ、個別で現場見学の対応することは可能です。 募集要項 8 ページ_5 プロポーザルの手続き_（５）資料の貸与に記載のとおり資料の提供は、参加資格者として認められた者のうち、プロポーザル参加申込において様式3-6-1、3-6-2を提出した者には、肱川ダム統合管理事務所から貸与資料の提供を行います。（参加申込の確認結果は、令和7年5月29日（木）17時までには通知予定です。）	令和7年4月11日

野村ダム新水力発電所設置・運営事業 質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答	回答日
35	提出書類の記載要綱及び様式集		様式3-2		添付資料	イ	同種の事業実績の確認資料となる資料は以下の資料でよろしいでしょうか ・発電所設置運営事業採択のプレス発表資料 ・発電所設置運営事業選定通知書 ・発電所建設の工事契約書の一面 ・発電所工事着手届 ・発電所完成検査合格書 ・FIT認定通知書 その他確認が必要な資料がございましたら、お教え願います。	同種の事業実績の確認資料について、こちらから指定するものではないため（応募者により事業実績の資料は異なるため）、応募者にて判断し提出をお願いいたします。	令和7年4月11日
36	募集要項	8	5	(5)	イ	流況	流況の的確な把握に必要な情報のため、ダム湖の取水塔から取水する農業用水、水道用水、および、ダムから放流するクレストゲート、コンジットゲートからの放流、利水用放水管から放流する管理用発電所、用水の水量など、ダムの流入、流出全ての水量情報および水位情報の提供をお願いしたい。	募集要項 8 ページ_5 プロポーザルの手続き_（5）資料の貸与に記載のとおり資料の提供は、参加資格者として認められた者のうち、プロポーザル参加申込において様式3-6-1、3-6-2を提出した者には、肱川ダム統合管理事務所から貸与資料の提供を行います。（参加申込の確認結果は、令和7年5月29日（木）17時までに通知予定です。）	令和7年5月13日
37	募集要項	8	5	(5)	ウ	発電設備の整備・運転条件等	新設発電所の放水位検討のため、既設管理用発電所直下の過去年放水位データがあれば提供をお願いしたい。	既設管理用発電所直下の放水位データはございません。	令和7年5月13日
38	募集要項	8	5	(5)	ウ	(ク)	既設管理用発電所発電実績について、自家消費分と余剰売電分それぞれの発電電力量の提供をお願いしたい。	募集要項 8 ページ_5 プロポーザルの手続き_（5）資料の貸与に記載のとおり資料の提供は、参加資格者として認められた者のうち、プロポーザル参加申込において様式3-6-1、3-6-2を提出した者には、肱川ダム統合管理事務所から貸与資料の提供を行います。（参加申込の確認結果は、令和7年5月29日（木）17時までに通知予定です。）	令和7年5月13日
39	募集要項	8	5	(5)	ウ	資料の貸与	既設管理用発電所の機器毎の点検周期の提供をお願いしたい。	既設管理用発電所：4～5月に4日間程度、11月に2時間程度	令和7年5月13日
40	募集要項	8	5	(5)	ウ	資料の貸与	既設管理用発電所から配電線の連系柱までの自営線経路および電柱の敷設状況が分かる、地形図の平衡面図の提供をお願いしたい。	募集要項 8 ページ_5 プロポーザルの手続き_（5）資料の貸与に記載のとおり資料の提供は、参加資格者として認められた者のうち、プロポーザル参加申込において様式3-6-1、3-6-2を提出した者には、肱川ダム統合管理事務所から貸与資料の提供を行います。（参加申込の確認結果は、令和7年5月29日（木）17時までに通知予定です。）	令和7年5月13日
41	募集要項	8	5	(5)	ウ	資料の貸与	プロポーザルの参加申込時に申請した貸与資料は、いつ受け取ることができますか。参加申込後、すぐ貸与していただけるか。	参加申込の確認結果を令和7年5月29日（木）17時までに通知予定です。令和7年5月29日以降の貸与となります。	令和7年5月13日

野村ダム新水力発電所設置・運営事業 質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答	回答日
42	募集要項	10	5	(7)	エ	提出書類の変更の禁止	参加申込以降で参加資格者と認められるまで貸与資料が受領できず、かつ、企画提案書提出まで3ヵ月程度の期間での検討になるとともに、当然ながら企画提案書内容については肱川ダム統合管理事務所殿との調整もできないことから、企画提案書提出以降、基本契約締結までに詳細調査や測量等を実施していくなかで企画提案書の内容と変更が生じる可能性があります。が、肱川ダム統合管理事務所殿との協議において企画提案書の内容変更について了解頂ける場合は、肱川ダム統合管理事務所殿から変更の要請を頂けるという理解で良いか。	評価に影響がない範囲であれば基本的には変更可能です。	令和7年5月13日
43	条件書	2	4	(2)	-	-	「維持管理費負担金は、特定多目的ダム法施行令第19条第2項に基づき、各年度の本ダムの維持管理費に建設費に関する負担割合を乗じた額とすることを原則とする」とあるが、この負担額の計算には野村ダム建設費が必要だと思われる。建設費に関する情報提供をお願いしたい。	募集要項8ページ_5プロポーザルの手続き_(5)資料の貸与に記載のとおり資料の提供は、参加資格者として認められた者のうち、プロポーザル参加申込において様式3-6-1、3-6-2を提出した者には、肱川ダム統合管理事務所から貸与資料の提供を行います。(参加申込の確認結果は、令和7年5月29日(木)17時までには通知予定です。)	令和7年5月13日
44	条件書	3	5	-	ウ	-	既設ダムコン(NEC製)のシステム変更等は全て本事業に含むとあるが、既設ダムコンの詳細仕様や必要とする情報等不明ことから費用算定ができず、事業性検討に織り込むことができないため、肱川ダム統合管理事務所殿で考えた内容および費用について提供をお願いしたい。	応募者の責において、既設ダムコン(NEC製)業者へ確認をお願いいたします。	令和7年5月13日
45	条件書	10	9	-	ク	手続きおよび報告	「発電事業者は、一般送配電事業者と系統連系を協議の上、一般送配電事業者との系統連系に関する契約を行うこと」とあるが、新設発電所の系統連系可否について事前確認または接続検討申込をされている場合、その確認結果およびその内容(連系点、連系容量(kW)、発電機の種類(同期or誘導)、工事費負担金など)について可能な範囲で情報の提供をお願いしたい。	2024年10月に事前相談にて、以下のとおり確認しています。 連携点(電柱番号):デアイ 12S5号柱 連携容量:800kw	令和7年5月13日
46	募集要項	7	5	(4)	イ	(エ)	他地点の国交省のダム公募案件において、参加申込を行った後に、1社が連合体から外れる場合は、参加資格要件を満たしていれば残った会社での参画を可能とする、という質問回答が公表されておりましたが、野村ダムにおいても同様という認識でよろしいでしょうか。また、連合体から外れる場合に、関係する資料を再提出するなどの手続きが必要になりますでしょうか。	募集要項に記載している参加資格要件を満たしていれば残った社での参加は可能です。 資料については、今後の審査より要請・確認をする場合があります。	令和7年5月29日